

## 平成27年度 東京都の個人情報保護制度の運用状況について

平成27年度の個人情報保護制度の運用状況がまとまりましたので、お知らせします。

### 【ポイント】

- 開示・訂正・利用停止等の決定件数は2,094件で、前年度と概ね同水準(10.3%増加)
- このうち開示決定等の件数は2,093件で、内容別の決定状況を見ると、生活安全相談関係547件(26.1%)、診療情報関係490件(23.4%)及び110番処理関係264件(12.6%)が上位
- 平成28年1月から特定個人情報保護制度が開始した。

### 1 保有個人情報

#### (1) 保有個人情報を取り扱う事務の届出状況

実施機関(各局等)は、保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。

平成27年度末時点での届出事務の総数は、3,823件です。(単位:件)

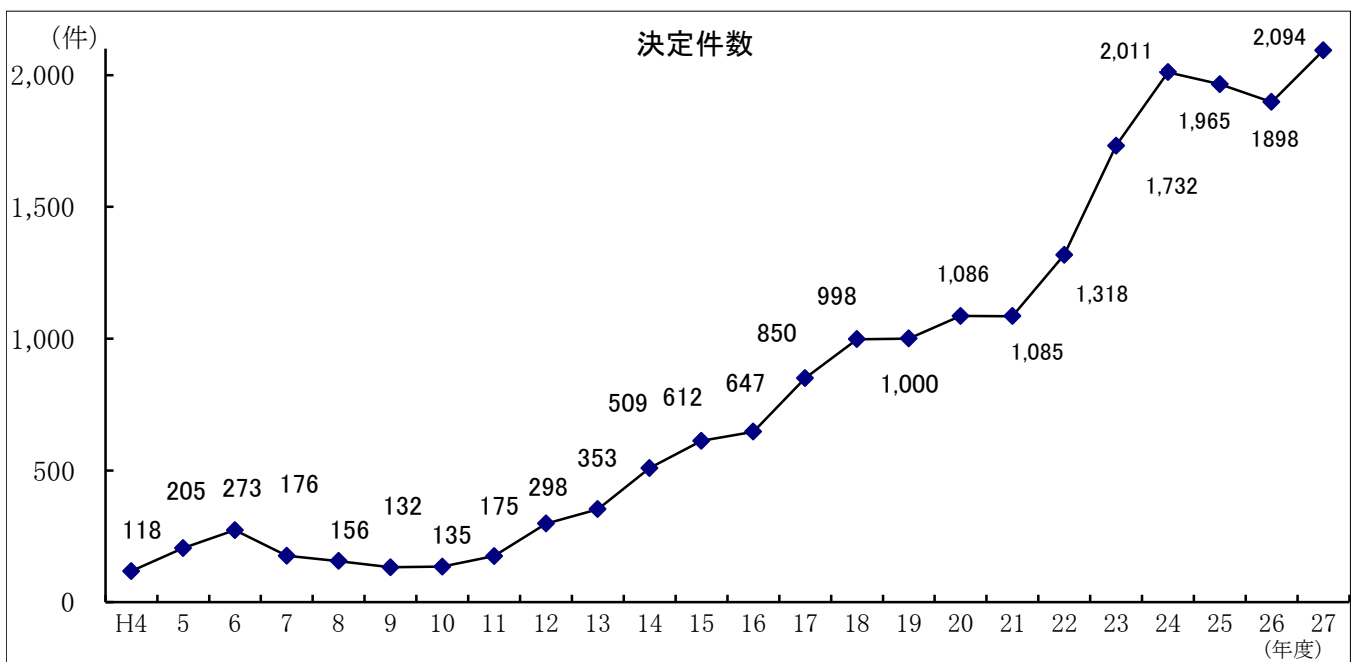
年度	開始	変更	廃止	届出事務の総数
平成27年度	138	38	76	3,823

#### (2) 開示・訂正・利用停止請求の処理状況

(単位:件)

年度	総計	計				計				計				
		開示	一部開示	非開示	不存在等	訂正	一部訂正	非訂正	利用停止	利用一部停止	利用非停止			
平成27年度	2,094	2,093	844	1,051	5	193	1	1	0	0	0	0	0	0
平成26年度	1,898	1,892	741	921	53	177	6	5	0	1	0	0	0	0

※「不存在等」は不存在、存否応答拒否及び却下の合計です。



<問合せ先>  
生活文化局広報広聴部情報公開課  
直通 03-5388-3135

・開示決定等の内容別の決定状況（上位5位）

請求内容		件数(件)	決定件数全体に占める割合(%)	所管局
1	生活安全相談関係	547	26.1	警視庁
2	診療情報関係	490	23.4	病院経営本部 福祉保健局
3	110番処理関係	264	12.6	警視庁
4	都税情報関係	104	5.0	主税局
5	職員情報関係	71	3.4	人事委員会事務局 教育庁 ほか
合計		1,476	70.5	-

2 特定個人情報

(1) 特定個人情報を取り扱う事務の届出状況

実施機関（各局等）は、特定個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。

平成27年度末時点での届出事務の総数は、125件です。（単位：件）

年度	開始	変更	廃止	届出事務の総数
平成27年度	125	0	0	125

(2) 開示・訂正・利用停止請求の処理状況

特定個人情報の保護に関する条例に基づく特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理については、平成27年度末時点での実績がありませんでした。

3 不服申立件数及び個人情報保護審査会の運営状況

（単位：件）

年度	不服申立て			審査会 開催回数 (回)	新規諮問	答申
	開示請求	訂正請求	利用停止請求			
平成 27 年度	34	0	0	31	29	19
平成 26 年度	17	0	0	31	17	23

※ 個人情報保護審査会は、東京都個人情報の保護に関する条例第25条により設置され、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服申立てがあった場合に、処分庁又は審査庁の諮問に応じて審議し、答申を行います。処分庁又は審査庁は、この答申を受けて、決定又は裁決を行います。

※ 審査会開催回数には総会1回が含まれます。

4 相談の受付状況

個人情報保護に関する相談は442件ありました。相談者別の内訳は次のとおりです。

（単位：件）

年度	計	都民・消費者	事業者	行政機関
平成 27 年度	442	419	15	8
平成 26 年度	480	449	22	9

# 東京都の個人情報保護

平成27年度

東京都個人情報保護制度運用状況年次報告書

東京都生活文化局

## 目 次

1	保有個人情報を取り扱う事務	1
(1)	保有個人情報取扱事務の届出	1
(2)	保有個人情報取扱事務の開始届の内容	2
2	特定個人情報を取り扱う事務	5
(1)	特定個人情報取扱事務の届出	5
(2)	特定個人情報取扱事務の開始届の内容	6
3	保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理状況	9
(1)	開示・訂正・利用停止請求の処理状況	9
(2)	開示決定等の内容	11
(3)	非開示の理由別状況	11
4	東京都個人情報保護審査会の運営状況	12
(1)	東京都個人情報保護審査会の運営状況	12
(2)	不服申立ての状況	12
5	東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	18
6	個人情報保護に関する相談の受付状況	20
(1)	相談区分	20
(2)	寄せられた相談の対象事業分野	20
(3)	処理経過	20
(4)	相談事項	21

# 1 保有個人情報を取り扱う事務

## (1) 保有個人情報取扱事務の届出

東京都個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第5条により、実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。届出事項は、事務の名称、目的、保有個人情報の記録項目、主な収集先、経常的な目的外利用・提供先、委託の有無など11項目です。

表1 保有個人情報取扱事務の届出件数

(単位：件)

	開始	変更	廃止	届出事務の総数
平成27年度	138	38	76	3,823

(平成28年3月31日現在)

表2 実施機関及び局別保有個人情報取扱事務の届出件数

(単位：件)

実施機関及び局名		開始	変更	廃止	届出事務の総数
知事	政策企画局	12	2	9	38
	青少年・治安対策本部	2	0	0	74
	総務局	15	0	11	154
	財務局	1	1	0	69
	主税局	2	0	0	95
	生活文化局	5	0	0	211
	オリンピック・パラリンピック準備局	3	0	1	28
	都市整備局	1	2	0	338
	環境局	34	0	33	207
	福祉保健局	9	9	1	825
	病院経営本部	0	0	0	36
	産業労働局	22	4	1	363
	中央卸売市場	1	0	0	44
	建設局	0	0	0	121
	港湾局	1	1	1	74
	会計管理局	2	3	2	31
	小計		110	22	59
	教育委員会	15	2	10	146
	選挙管理委員会	0	0	0	20
	人事委員会	0	0	0	21
	監査委員	0	0	1	13
	公安委員会	0	0	0	4
	労働委員会	0	0	0	24
	収用委員会	0	0	0	12
	海区漁業調整委員会	0	0	0	8
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	1
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	1
	交通局長	1	9	0	58
	水道局長	4	4	1	137
	下水道局長	0	0	0	112
	警視總監	3	0	0	165
	消防總監	5	1	5	119
	首都大学東京理事長	0	0	0	223
	都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	15
	東京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	36
合計		138	38	76	3,823

(2) 保有個人情報取扱事務の開始届の内容

ア 記録項目及び処理形態の状況

表3 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の記録項目、処理形態の状況

(単位：件)

届出事項 実施機関及び局名	開始事務 件数	記録項目						処理形態			
		基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他	電磁的記録以外	電磁的記録	オンライン結合	
知事	政策企画局	12	12	1	2	11	1	6	10	3	1
	青少年・治安対策本部	2	2	0	0	2	0	2	2	2	0
	総務局	15	15	1	2	8	0	9	11	11	6
	財務局	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0
	主税局	2	2	0	0	1	0	1	2	1	1
	生活文化局	5	5	1	3	4	0	5	4	2	1
	オリンピック・パラリンピック準備局	3	3	1	0	1	0	2	3	2	0
	都市整備局	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0
	環境局	34	34	2	0	16	0	14	33	29	1
	福祉保健局	9	9	4	3	9	0	8	9	6	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	22	22	2	4	20	0	18	21	19	0
	中央卸売市場	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	会計管理局	2	2	0	0	2	0	2	2	0	0
	小計	110	110	12	14	77	1	70	101	75	10
教育委員会	15	15	10	5	13	0	12	14	3	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交通局長	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	
水道局長	4	4	0	1	3	0	4	4	3	0	
下水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警視總監	3	3	0	0	3	0	1	3	3	0	
消防總監	5	5	1	1	4	0	3	5	3	1	
首都大学東京理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都立産業技術センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	138	138	23	21	101	1	91	128	87	11	

イ 収集先及び目的外利用・提供の状況

表4 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の主な収集先

(単位：件)

実施機関及び局名	届出事項	本人	本人以外	収集事由(条例第4条第3項)							収集先				
				第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	実施機関内	他の実施機関	他の官公庁	民間・私人	その他
				知事	政策企画局	8	5	1	0	0	0	0	0	4	0
	青少年・治安対策本部	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	15	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	財務局	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	主税局	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0
	生活文化局	4	3	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0
	都市整備局	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	環境局	34	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	福祉保健局	7	7	5	4	0	0	0	0	0	1	1	6	4	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	22	11	10	0	0	0	0	1	0	0	0	2	10	0
	中央卸売市場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>小計</b>	<b>101</b>	<b>37</b>	<b>24</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>15</b>	<b>21</b>	<b>4</b>
	教育委員会	13	9	8	0	1	0	0	7	2	4	2	4	6	1
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局長	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	水道局長	4	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0
	下水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警視總監	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	消防總監	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	首都大学東京理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>合計</b>	<b>126</b>	<b>51</b>	<b>36</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>7</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>21</b>	<b>31</b>	<b>5</b>

※1 条例第4条第3項に定める本人から収集する原則の例外

第1号 本人の同意があるとき。

第2号 法令等に定めがあるとき。

第3号 出版、報道等により公にされているとき。

第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第5号 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができな

とき。  
第6号 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上、本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

第7号 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（都が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第2項第6号において同じ。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は、第10条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

表5 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の経常的な目的外利用・提供の状況（単位：件）

届出事項 実施機関及び局名		なし	あり	事由（条例第10条第2項）						利用・提供先				
				第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	実施機関内	他の実施機関	他の官公庁	民間・私人	その他
知事	政策企画局	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青少年・治安対策本部	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	14	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	財務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市整備局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境局	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健局	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>小計</b>	<b>109</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
	教育委員会	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水道局長	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警視總監	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消防總監	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	首都大学東京理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>合計</b>	<b>137</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>

※1 条例第10条第2項に定める目的外利用・提供の制限の例外

第1号 本人の同意があるとき。

第2号 法令等に定めがあるとき。

第3号 出版、報道等により公にされているとき。

第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第5号 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第6号 同一実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ利用することに相当な理由があると認められるとき。



## 2 特定個人情報を取り扱う事務

### (1) 特定個人情報取扱事務の届出

東京都特定個人情報の保護に関する条例（以下「特定条例」という。）第16条により、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。届出事項は、事務の名称及び根拠、目的、特定個人情報の記録項目、収集先、経常的な提供先、委託の有無などです。

表1 特定個人情報取扱事務の届出件数

(単位：件)

	開始	変更	廃止	届出事務の総数
平成27年度	125	0	0	125

(平成28年3月31日現在)

表2 実施機関及び局別特定個人情報取扱事務の届出件数

(単位：件)

実施機関及び局名		開始	変更	廃止	届出事務の総数	
知事	政策企画局	3	0	0	3	
	青少年・治安対策本部	3	0	0	3	
	総務局	4	0	0	4	
	財務局	4	0	0	4	
	主税局	16	0	0	16	
	生活文化局	3	0	0	3	
	オリンピック・パラリンピック準備局	4	0	0	4	
	都市整備局	3	0	0	3	
	環境局	4	0	0	4	
	福祉保健局	28	0	0	28	
	病院経営本部	3	0	0	3	
	産業労働局	3	0	0	3	
	中央卸売市場	3	0	0	3	
	建設局	3	0	0	3	
	港湾局	3	0	0	3	
	会計管理局	5	0	0	5	
	小計		92	0	0	92
		教育委員会	3	0	0	3
	選挙管理委員会	3	0	0	3	
	人事委員会	2	0	0	2	
	監査委員	1	0	0	1	
	公安委員会	1	0	0	1	
	労働委員会	2	0	0	2	
	収用委員会	3	0	0	3	
	海区漁業調整委員会	0	0	0	0	
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	
	交通局長	3	0	0	3	
	水道局長	3	0	0	3	
	下水道局長	3	0	0	3	
	警視總監	1	0	0	1	
	消防總監	3	0	0	3	
	首都大学東京理事長	1	0	0	1	
	都立産業技術研究センター理事長	1	0	0	1	
	東京都健康長寿医療センター理事長	3	0	0	3	
合計		125	0	0	125	

(2) 特定個人情報取扱事務の開始届の内容

ア 記録項目及び処理形態の状況

表3 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の記録項目、処理形態の状況 (単位：件)

実施機関及び局名	届出事項	開始事務件数	記録項目						処理形態		オンライン結合	
			基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他	電磁的記録以外	電磁的記録	情報提供システム	その他
知事	政策企画局	3	3	0	0	2	0	2	3	2	0	0
	青少年・治安対策本部	3	3	0	0	2	0	2	3	2	0	0
	総務局	4	4	0	0	2	0	2	3	3	0	1
	財務局	4	4	0	0	2	0	2	4	2	0	0
	主税局	16	16	2	5	14	0	3	15	14	0	12
	生活文化局	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	4	4	0	0	2	0	2	4	2	0	0
	都市整備局	3	3	0	0	2	0	2	3	2	0	0
	環境局	4	4	0	0	2	0	3	4	2	0	0
	福祉保健局	28	28	15	24	26	0	24	28	19	0	3
	病院経営本部	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	産業労働局	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	中央卸売市場	3	3	0	0	2	0	2	3	2	0	0
	建設局	3	3	0	0	2	0	2	3	2	0	0
	港湾局	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	会計管理局	5	5	0	0	2	0	3	4	3	0	1
		<b>小計</b>	<b>92</b>	<b>92</b>	<b>17</b>	<b>29</b>	<b>68</b>	<b>0</b>	<b>53</b>	<b>89</b>	<b>63</b>	<b>0</b>
	教育委員会	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	選挙管理委員会	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	人事委員会	2	2	0	0	1	0	1	2	1	0	0
	監査委員	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	公安委員会	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	労働委員会	2	2	0	0	1	0	1	2	1	0	0
	収用委員会	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局長	3	3	0	0	2	0	2	3	2	0	0
	水道局長	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	下水道局長	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	警視總監	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	消防總監	3	3	0	0	2	0	1	3	2	0	0
	首都大学東京理事長	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	都立産業技術センター理事長	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	東京都健康長寿医療センター理事長	3	3	0	0	2	0	2	3	2	0	0
	<b>合計</b>	<b>125</b>	<b>125</b>	<b>17</b>	<b>29</b>	<b>86</b>	<b>0</b>	<b>70</b>	<b>122</b>	<b>81</b>	<b>0</b>	<b>17</b>



表5 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の経常的な提供の状況

(単位：件)

実施機関及び局名	届出事項 なし	あり	提供先						提供の根拠（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条）													
			本人又は代理人	他の実施機関	他の官公庁	民間・私人	その他	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	
																						第1号
政策企画局	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青少年・治安対策本部	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務局	1	3	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
財務局	1	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
主税局	13	3	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
生活文化局	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
オリンピック・パラリンピック準備局	1	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市整備局	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
環境局	1	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉保健局	20	8	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院経営本部	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
産業労働局	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中央卸売市場	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設局	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
港湾局	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計管理局	2	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>小計</b>	<b>48</b>	<b>44</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>44</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>42</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
教育委員会	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公安委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
取用委員会	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交通局長	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水道局長	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
下水道局長	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警視總監	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消防總監	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
首都大学東京理事長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都立産業技術研究センター理事長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東京都健康長寿医療センター理事長	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>合計</b>	<b>63</b>	<b>62</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>62</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>60</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

- 第1号 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 第2号 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 第3号 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 第4号 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 第5号 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 第6号 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 第7号 別表第2の第1欄に掲げる者（以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第8号 条例事務関係情報照会者が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものの提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第9号 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 第10号 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 第11号 社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等と同条第1項に規定する社債等の発行者又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 第12号 第35条第1項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会に提供するとき。
- 第13号 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第104条第1項若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- 第14号 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

### 3 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理状況

#### (1) 開示・訂正・利用停止請求の処理状況

平成27年度の決定件数は2,094件で、前年度に比べ196件(10.3%)増加しました。件数の推移は表6のとおりです。

また開示請求に対する実施機関及び局別の処理状況は表7のとおりです。

警視庁、病院経営本部及び福祉保健局の上位3局で、全体の約8割を占めています。

表6 開示・訂正・利用停止決定等の件数の推移

(単位：件)

平成	総件数	開示決定	一部開示決定	非開示決定等			合計	訂正決定	一部訂正決定	非訂正決定	合計	利用停止決定	一部利用停止決定	利用非停止決定	合計
				非開示	不存在等	小計									
3年度	50	36	4	2	7	9	49	0	0	1	1	-	-	-	-
4年度	118	101	8	1	7	8	117	1	0	0	1	-	-	-	-
5年度	205	115	30	11	36	47	192	1	0	12	13	-	-	-	-
6年度	273	100	27	10	127	137	264	0	2	7	9	-	-	-	-
7年度	176	120	27	6	22	28	175	1	0	0	1	-	-	-	-
8年度	156	115	23	4	14	18	156	0	0	0	0	-	-	-	-
9年度	132	98	9	3	22	25	132	0	0	0	0	-	-	-	-
10年度	135	113	14	5	3	8	135	0	0	0	0	-	-	-	-
11年度	175	141	22	2	10	12	175	0	0	0	0	-	-	-	-
12年度	298	254	28	9	7	16	298	0	0	0	0	-	-	-	-
13年度	353	300	33	2	16	18	351	0	0	2	2	-	-	-	-
14年度	509	432	43	6	26	32	507	0	0	2	2	-	-	-	-
15年度	612	537	41	10	23	33	611	0	0	1	1	-	-	-	-
16年度	647	523	70	3	50	53	646	0	0	1	1	-	-	-	-
17年度	850	682	97	23	48	71	850	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	998	695	228	11	59	70	993	1	0	0	1	0	0	4	4
19年度	1,000	641	246	7	102	109	996	0	0	2	2	0	0	2	2
20年度	1,086	566	382	7	124	131	1,079	0	0	6	6	0	0	1	1
21年度	1,085	535	409	8	130	138	1,082	0	0	1	1	0	0	2	2
22年度	1,318	654	501	8	147	155	1,310	6	0	0	6	0	0	2	2
23年度	1,732	692	685	13	323	336	1,713	7	0	12	19	0	0	0	0
24年度	2,011	704	950	21	319	340	1,994	1	0	15	16	0	0	1	1
25年度	1,965	733	1,019	7	201	208	1,960	2	0	3	5	0	0	0	0
26年度	1,898	741	921	53	177	230	1,892	5	0	1	6	0	0	0	0
27年度	2,094	844	1,051	5	193	198	2,093	1	0	0	1	0	0	0	0
合計	19,876	10,472	6,868	237	2,193	2,430	19,770	26	2	66	94	0	0	12	12

※ 「不存在等」は、不存在、存否応答拒否及び却下の合計である。

特定個人情報の保護に関する条例に基づく特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理については、平成27年度末時点での実績がありませんでした。

表7 開示請求に対する実施機関及び局別の処理状況

(単位：件)

実施機関名	区分	開示 決定	一部 開示 決定	非開示決定等			合計	全体に占 める割合 (%)	対前年 度増減
				非開示	不存在 等	小計			
知事	政策企画局	0	0	0	1	1	1	0.05	1
	青少年・治安対策本部	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	8	0	0	1	1	9	0.43	0
	財務局	3	0	0	0	0	3	0.14	1
	主税局	98	1	0	5	5	104	4.97	9
	生活文化局	14	8	0	1	1	23	1.10	3
	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	△ 2
	都市整備局	12	1	0	1	1	14	0.67	△ 6
	環境局	0	0	0	0	0	0	0	△ 2
	福祉保健局	180	70	3	16	19	269	12.85	△ 73
	病院経営本部	419	7	0	2	2	428	20.45	78
	産業労働局	5	1	0	0	0	6	0.28	△ 4
	中央卸売市場	11	0	0	0	0	11	0.52	5
	建設局	4	0	0	3	3	7	0.33	3
	港湾局	1	1	0	0	0	2	0.10	1
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	755	89	3	30	33	877	41.90
	教育委員会	27	30	1	25	26	83	3.97	28
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	△ 1
	人事委員会	11	1	0	1	1	13	0.62	△ 2
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
	公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	△ 4
	労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	△ 4
	海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局長	5	2	1	1	2	9	0.43	4
	水道局長	0	0	0	0	0	0	0	△ 4
	下水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0
	警視總監	15	905	0	130	130	1,050	50.16	203
	消防總監	30	23	0	5	5	58	2.77	△ 35
	首都大学東京理事長	1	1	0	1	1	3	0.14	2
	都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	844	1,051	5	193	198	2,093	100.00	201

※1 「不存在等」は不存在、存否応答拒否及び却下の合計である。

(2) 開示決定等の内容

表8 内容別の決定状況(上位10位)

[ ]内は前年度

順位	請求内容	件数(件)	決定件数全体に占める割合(%)	所管局
1 [1]	生活安全相談関係	547 [442]	26.1 [23.4]	警視庁
2 [2]	診療情報関係	490 [415]	23.4 [21.9]	病院経営本部 福祉保健局
3 [3]	110番処理関係	264 [244]	12.6 [12.9]	警視庁
4 [5]	都税情報関係	104 [95]	5.0 [5.0]	主税局
5 [6]	職員情報関係	71 [59]	3.4 [3.1]	人事委員会事務局 教育庁 ほか
6 [4]	児童相談関係	65 [133]	3.1 [7.0]	福祉保健局
7 [8]	身体障害者手帳関係	58 [47]	2.8 [2.5]	福祉保健局
8 [9]	事件相談受理関係	48 [28]	2.3 [1.5]	警視庁
9 [7]	救急活動関係	43 [58]	2.0 [3.1]	東京消防庁
10 [-]	物件事故報告関係	38 [21]	1.8 [1.1]	警視庁
合計		1,728 [1,542]	82.5 [81.5]	-
総件数		2,094 [1,892]	100.0 [100.0]	-

(3) 非開示の理由別状況

条例第16条各号に該当し、非開示(5件)及び一部開示(1,051件)となった決定の理由別内訳は、表9のとおりです。

適用事由が一番多かったのは、開示請求者以外の個人に関する情報で1,012件でした。

表9 非開示の理由別内訳

非開示理由	主な事例	件数(件)
法令秘情報(16条1号)	法令に基づく通告者の氏名	10
開示請求者以外の個人に関する情報(16条2号)	私人の氏名	1,012
事業活動情報(16条3号)	法人等の事業活動情報	9
犯罪の予防・捜査等情報(16条4号)	印影	925
審議、検討又は協議に関する情報(16条5号)	会議録、所内協議	2
行政運営情報(16条6号)	事務・事業の遂行に支障を及ぼす情報	951
任意提供情報(16条7号)	第三者から取得した情報	0
法定代理人との利益相反情報(16条8号)	法定代理人が知り得ない本人の情報	13
他人の特定個人情報(16条9号)	—	0
開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報(16条10号)	—	0
個人番号のうち、死亡した者に係るもの(16条11号)	—	0

※ 複数の非開示理由を適用する場合がありますため、件数の合計は、非開示決定及び一部開示決定の合計件数と一致しない。

## 4 東京都個人情報保護審査会の運営状況

### (1) 東京都個人情報保護審査会の運営状況

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合に、処分庁又は審査庁の諮問に応じて審議を行う機関として、条例第25条により、東京都個人情報保護審査会を設置しています。

表10 審議等の状況

(単位：件)

審査会開催回数 (うち総会回数)	新規諮問	審議中	答申	審議結果			諮問 取下げ
				原処分 妥当	一部 認容	認容	
31回 (1回)	29	18	19	17	2	0	1

※1 表10 は、平成27年度における東京都個人情報保護審査会の案件処理状況を示したものである。

※2 「新規諮問」とは、平成27年度に新たに諮問があった案件である。

※3 「審議中」、「答申」、「諮問取下げ」とは、平成27年度以前に諮問があった案件を含め、平成28年3月31日現在において、それぞれ審議が継続中の案件、答申した案件、諮問の取下げがあった案件である。

### (2) 不服申立ての状況

表11 不服申立ての処理状況

(単位：件)

		不服申立て			審査会の処理状況				行政不服審査法の 処理状況			
		異議 申立て	審査 請求	計	諮問 手続中	審議 中	答申	諮問 取下げ	棄却	一部 取消・ 一部 棄却	取消	却下
平成27年度	開示請求	24	10	34	4	19	11	0	2	0	0	0
	訂正請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用停止 請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	24	10	34	4	19	11	0	2	0	0	0
当年度までの累計		397	161	558								

※1 表11は、平成27年度にあった不服申立てについて、平成28年3月31日現在の処理状況を示したものである。

※2 「審議中」とは、審査会において、審議が継続中の案件である。

※3 「一部取消」又は「取消」とは、審査会の審議結果を受け、行政不服審査法に基づく決定又は裁決において不服申立てに係る原処分の一部又は全部を取り消した案件である。

※4 不服申立てに係る複数の諮問を併せて答申する場合があるため、「不服申立て」の件数合計と「審査会の処理状況」の件数合計とは一致しないことがある。



表12 不服申立て、諮問及び答申の件名等

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容	行政不服 審査法の 処理状況
1	H25. 2. 1	「火災調査書に記載されている私の個人情報」ほか2件の一部開示決定に対する審査請求	東京消防庁	24	436	答申	387	原処分 妥当	棄却
2	H26. 8. 1	「私が〇〇警察署刑事組織犯罪対策課に提出した書面」の非開示決定（不存在）に対する審査請求	警視庁	26	500	答申 (*)	389	原処分 妥当	棄却
3	H26. 8. 1	「私が〇〇警察署生活安全課に提出した書面」の非開示決定（不存在）に対する審査請求	警視庁	26	501	答申 (*)	389	原処分 妥当	棄却
4	H26. 9. 16	「私が〇〇警察署地域課に提出した書面」の非開示決定（不存在）に対する審査請求	警視庁	26	502	答申 (*)	389	原処分 妥当	棄却
5	H26. 10. 31	「火災調査書」の一部開示決定に対する審査請求	東京消防庁	26	504	答申	399	原処分 妥当	-
6	H26. 11. 7	「教育職員評価結果に係る苦情相談調査票」の一部開示決定に対する異議申立て	教育庁	26	503	答申	388	原処分 妥当	-
7	H26. 11. 20	「出火原因判定書」ほか8件の非開示決定に対する審査請求	東京消防庁	26	505	審議中	-	-	-
8	H27. 1. 13	「都立多摩総合医療センターにおける〇〇に係るカルテ」の一部開示決定に対する異議申立て	病院経営本部	26	506	諮問 取下げ	-	-	-
9	H27. 2. 6	「平成26年度東京都公立学校主任教諭選考判定資料」の一部開示決定に対する異議申立て	教育庁	26	507	答申	390	一部認 容	-
10	H27. 2. 23	「観察授業の音声データ」ほか3件の非開示決定に対する異議申立て	教育庁	27	508	答申	391	原処分 妥当	-
11	H27. 1. 13	「都立多摩総合医療センターにおける〇〇に係るカルテ」の一部開示決定に対する異議申立て	病院経営本部	27	509	答申	392	原処分 妥当	棄却
12	H27. 4. 1	「免許情報ファイリングシステム照会結果」ほか1件の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	27	510	答申	393	原処分 妥当	棄却
13	H27. 4. 13	「110番処理簿」の非開示決定（不存在）に対する審査請求	警視庁	27	511	答申	395	原処分 妥当	棄却
14	H27. 4. 6	「苦情処理一覧簿（A）」ほか1件の一部開示決定及び「苦情処理結果通知書の控え」の開示決定に対する審査請求	警視庁	27	512	答申	396	原処分 妥当	棄却
15	H27. 5. 7	「苦情処理票」ほか5件の一部開示決定及び「苦情処理一覧簿（B）」ほか1件の開示決定に対する審査請求	警視庁	27	513	答申	397	原処分 妥当	棄却

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容	行政不服 審査法の 処理状況
16	H27. 5. 8	「平成27年度都立学校入学者選抜（第一次募集）における面接採点シート」の一部開示決定に対する異議申立て	教育庁	27	514	答申	398	一部認容	棄却
17	H27. 6. 17	「25教人職第〇号 指導力不足等教員の申請について（新規）」ほか22件の一部開示決定及び「東京都立〇〇高等学校〇〇の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書」ほか1件の非開示決定に対する異議申立て	教育庁	27	515	審議中	-	-	-
18	H27. 5. 8	「110番処理簿」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	27	516	答申	400	原処分妥当	-
19	H27. 7. 23	「請求者に係る平成22年〇月〇日付けの措置入院に関する診断書」の一部開示決定に対する異議申立て	福祉保健局	27	517	答申	394	原処分妥当	-
20	H27. 7. 29	「固定資産公課証明書の交付申請書及び添付書類」の開示決定及び「固定資産関係証明書正本」の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	主税局	27	518	答申	401	原処分妥当	-
21	H27. 5. 29	「娘の相談記録票のうち、請求者が平成22年〇月〇日以降に相談した内容」の一部開示決定に対する異議申立て	福祉保健局	27	519	答申	402	原処分妥当	-
22	H27. 5. 29	「私の相談記録票のうち、私が平成22年〇月〇日以降に相談した内容」の一部開示決定に対する異議申立て	福祉保健局	27	520	答申	403	原処分妥当	-
23	H27. 9. 25	「児童通告書(平成〇年〇月〇日)」ほか54件の一部開示決定及び「文書（日付不明）」の非開示決定に対する異議申立て	福祉保健局	27	521	審議中	-	-	-
24	H27. 7. 21	「指導力不足等教員の申請について（東京都立〇〇高等学校〇〇）」ほか34件の一部開示決定及び「2007年度以降の私の情報に関する書類全て（都が作成した書類、業績評価と指導力不足教員に関するもの）」のうち、平成19年度の書類」ほか1件の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	27	522	審議中	-	-	-
25	H27. 7. 21	「平成20年度から平成22年度までの業績評価」の一部開示決定及び「平成23年度（2011年度）から平成24年度（2012年度）までの業績評価」ほか1件の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	27	523	審議中	-	-	-
26	H27. 7. 21	「平成22年度及び平成23年度 指導力不足等教員に対する研修評定表（第1期）（第2期）（総合）（第3期）」ほか8件の一部開示決定に対する異議申立て	教育庁	27	524	審議中	-	-	-
27	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て（都が作成した書類、業績評価と指導力不足教員に関するもの）」の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	27	525	審議中	-	-	-

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容	行政不服 審査法の 処理状況
28	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て（都が作成した書類、業績評価と指導力不足教員に関するもの）」の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	27	526	審議中	-	-	-
29	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て（都が作成した書類、業績評価と指導力不足教員に関するもの）」の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	27	527	審議中	-	-	-
30	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て（都が作成した書類、業績評価と指導力不足教員に関するもの）」の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	27	528	審議中	-	-	-
31	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て（都が作成した書類、業績評価と指導力不足教員に関するもの）」の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	27	529	審議中	-	-	-
32	H27. 10. 5	「消費生活相談情報及び消費生活相談情報（メモ）」ほか1件の一部開示決定に対する異議申立て	生活文化局	27	530	審議中	-	-	-
33	H27. 9. 28	「教育職員評価結果に係る苦情相談調査票（人事部分）」の一部開示決定に対する異議申立て	教育庁	27	531	審議中	-	-	-
34	H27. 9. 28	「教育職員評価結果に係る苦情相談調査票（センター分）」の一部開示決定に対する異議申立て	教育庁	27	532	審議中	-	-	-
35	H27. 8. 10	「生活安全相談処理結果表」ほか23件の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	27	533	審議中	-	-	-
36	H28. 1. 13	「医療保護入院者の入院届」ほか3件の一部開示決定に対する異議申立て	福祉保健局	27	534	審議中	-	-	-
37	H27. 12. 2	「苦情申出に関する事実調査結果（〇〇警察署、平成27年〇月〇日付け）」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	27	535	審議中	-	-	-
38	H28. 2. 4	「苦情申出に関する事実調査結果（〇〇警察署、平成27年12月〇日付け）」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	27	536	審議中	-	-	-
39	H28. 2. 22	「2015年〇月〇日に都立〇〇高校校長と私が電話で会話した際の音声記録」の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	-	-	諮問 手続中	-	-	-
40	H27. 12. 3	「泥酔者等保護取扱簿」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	-	-	諮問 手続中	-	-	-
41	H28. 2. 23	「教職員職務実績記録のすべて（平成22～25年度）」の非開示決定（不存在）に対する異議申立て	教育庁	-	-	諮問 手続中	-	-	-

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容	行政不服 審査法の 処理状況
42	H28. 3. 25	「告訴・告発事件相談簿」の一部開示決定 に対する審査請求	警視庁	-	-	諮問 手続中	-	-	-

(平成28年3月31日現在)

※1 表12は、不服申立、諮問、答申、行政不服審査法に基づく決定又は裁決のいずれかが平成27年度に行われた案件である。

※2 「審査会の処理状況」のうち「答申(\*)」は、複数の諮問を併せて答申したものである。

表13 東京都個人情報保護審査会の構成

氏名		現職等
会長	秋山 收	元内閣法制局長官
会長代理	横山 洋吉	元東京都副知事
委員	浅田登美子	弁護士 元広島家庭裁判所長
委員	鴨木 房子	公益社団法人全国消費生活相談員協会参与
委員	神橋 一彦	立教大学法学部教授
委員	隅田 憲平	元東京都議会局長
委員	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授
委員	中村 晶子	弁護士 慶應義塾大学法科大学院教授
委員	野口 貴公美	中央大学法学部教授
委員	前田 雅英	日本大学大学院法務研究科教授
委員	山田 洋	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	渡辺 忠嗣	弁護士 元岐阜地方裁判所長

(平成28年3月31日現在)

## 5 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

東京都情報公開・個人情報保護審議会は、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる機関として、東京都情報公開条例第34条及び条例第26条の規定により設置されています。

表14 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

会議名	開催日	審議等の概要
第64回	平成27年5月12日	< 審議事項 > ・ 部会の構成員の指名について  < 報告事項 > ・ 特定個人情報保護評価部会からの報告について ・ 保有個人情報の安全管理について ・ 存否応答拒否について ・ 保有個人情報取扱事務届出事項一覧（新規開始事項）について
第65回	平成27年9月7日	< 審議事項 > ・ 東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例の一部改正について ・ 東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例の運用上の課題について  < 報告事項 > ・ 特定個人情報保護評価部会からの報告について ・ 東京都の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について ・ 存否応答拒否について ・ 保有個人情報取扱事務届出事項一覧（新規開始事項）について
第66回	平成28年3月23日	< 審議事項 > ・ 東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例の運用上の課題について  < 報告事項 > ・ 住民基本台帳ネットワーク部会からの報告について ・ 特定個人情報保護評価部会からの報告について ・ 個人情報保護法及び番号法の一部改正について ・ 存否応答拒否について ・ 保有個人情報取扱事務届出事項について ・ 特定個人情報取扱事務届出事項について

表15 東京都情報公開・個人情報保護審議会の構成

氏名		現職等
会 長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	藤原 静雄	中央大学法科大学院教授
委 員	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
委 員	五月女 寛	日本労働組合総連合会東京都連合会副会長
委 員	高野 秀夫	東京商工会議所常務理事
委 員	中村 輝子	ジャーナリスト
委 員	谷茂岡正子	東京都地域婦人団体連盟会長
臨時委員	神橋 一彦	立教大学法学部教授
臨時委員	宮内 宏	弁護士

(平成28年3月31日現在)

## 6 個人情報保護に関する相談の受付状況

### (1) 相談区分

相談区分別の状況では、「問合せ」が226件で全体の51.1%を占めています。  
都民・消費者からの相談は419件であり、そのうち「問合せ」が一番多く、206件で49.2%でした。

表16 相談区分

(合計等：件、割合：%)

区分	合計	割合	都民・消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
苦情	202	45.7	199	47.5	3	20.0	0	0
問合せ	226	51.1	206	49.2	12	80.0	8	100.0
意見・要望	10	2.3	10	2.4	0	0	0	0
その他	4	0.9	4	1.0	0	0	0	0
合計	442	—	419	—	15	—	8	—

※ 割合(%)は、小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%に一致しないことがある。

### (2) 寄せられた相談の対象事業分野

表17 対象事業分野

対象分野	件数(件)	割合(%)
情報通信	30	6.8
医療・福祉	68	15.4
金融・信用	34	7.7
その他	310	70.1
合計	442	—

※ 割合(%)は、小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%に一致しないことがある。

※ 「その他」は、上記「情報通信」「医療・福祉」「金融・信用」以外の事業分野で、「不動産業」「教育関係」分野等である。

### (3) 処理経過

処理経過別の状況では、「指導・助言」が320件で最も多く、全体の72.4%を占めています。

表18 処理経過

(合計等：件、割合：%)

区分	合計	割合	都民・消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
他機関紹介	44	10.0	43	10.3	0	0	1	12.5
指導・助言	320	72.4	301	71.8	14	93.3	5	62.5
その他情報提供	36	8.1	35	8.4	0	0	1	12.5
あっせん解決	4	0.9	4	1.0	0	0	0	0
あっせん不調	1	0.2	1	0.2	0	0	0	0
処理不能・不要	37	8.4	35	8.4	1	6.7	1	12.5
受付件数	442	—	419	—	15	—	8	—

※ 複数の処理を行う場合があるため、区分別件数の合計は受付件数に一致しないことがある。同様に、区分別件数の割合の合計は100%に一致しないことがある。



#### (4) 相談事項

相談事項別の相談者の割合は表19、相談事項の推移は表20のとおりです。最も多かったのは「漏えい・紛失」に関する相談で117件(26.5%)、次いで「同意のない提供」が42件(9.5%)、「開示等」が33件(7.5%)でした。「漏えい・紛失」に関しては、個人情報の漏えい・紛失事故の際における事業者の対応等についての相談が昨年と同様に目立ちました。「同意のない提供」に関しては、名簿やダイレクトメールに関する相談が、「開示等」に関しては、事業者に対しての個人情報の削除依頼に関する相談が数多く寄せられました。

表19 相談事項別の相談割合

(合計等：件、割合：%)

区分		合計	割合	都民・消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
個人情報の取得・利用	目的外利用	26	5.9	26	6.2	0	0	0	0
	不適正な取得	31	7.0	30	7.2	0	0	1	12.5
個人情報の管理に関すること	情報内容の誤り	13	2.9	12	2.9	0	0	1	12.5
	漏えい・紛失	117	26.5	112	26.7	3	20.0	2	25.0
	委託先等の監督	1	0.2	1	0.2	0	0	0	0
個人情報の第三者提供に関すること	同意のない提供	42	9.5	39	9.3	2	13.3	1	12.5
	オプトアウト違反	2	0.5	2	0.5	0	0	0	0
本人関与の仕組みに関すること	開示等	33	7.5	32	7.6	1	6.7	0	0
	苦情等の窓口対応	9	2.0	9	2.1	0	0	0	0
その他	その他	168	38.0	156	37.2	9	60.0	3	37.5
受付件数		442	—	419	—	15	—	8	—

※ 複数の処理を行う場合があるため、区分別件数の合計は受付件数に一致しないことがある。同様に、区分別件数の割合の合計は100%に一致しないことがある。

表20 相談事項の推移

(合計：件、割合：%)

区分		平成27年度		平成26年度		平成25年度		平成24年度		平成23年度		平成22年度	
		合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合
個人情報の取得・利用	目的外利用	26	5.9	30	6.3	14	4.0	33	4.8	77	7.2	68	6.9
	不適正な取得	31	7.0	30	6.3	13	3.8	45	6.5	83	7.8	47	4.7
個人情報の管理に関すること	情報内容の誤り	13	2.9	4	0.8	3	0.9	2	0.3	9	0.8	11	1.1
	漏えい・紛失	117	26.5	151	31.5	78	22.5	117	16.9	195	18.2	186	18.8
	委託先等の監督	1	0.2	0	0	2	0.6	4	0.6	8	0.7	12	1.2
個人情報の第三者提供に関すること	同意のない提供	42	9.5	52	10.8	20	5.8	61	8.8	144	13.5	139	14.0
	オプトアウト違反	2	0.5	2	0.4	2	0.6	2	0.3	5	0.5	1	0.1
本人関与の仕組みに関すること	開示等	33	7.5	44	9.2	43	12.4	118	17.1	138	12.9	137	13.8
	苦情等の窓口対応	9	2.0	18	3.8	19	5.5	15	2.2	42	3.9	47	4.7
その他	その他	168	38.0	149	31.0	152	43.9	294	42.5	438	40.9	449	45.4
受付件数		442	—	480	—	346	—	691	—	1,070	—	990	—

※ 各区分の年度毎の合計は相談内容により重複して積算することがあるため、年度毎に各区分を集計した数と年度毎の総合計は、一致しないことがある。

## 東京都の個人情報保護

平成27年度東京都個人情報保護制度運用状況年次報告書

平成28年7月発行

編集・発行 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話（代表） 03(5321)1111 内線29-321

ダイヤルイン 03(5388)3135

ファクシミリ 03(5388)1338